

## 譲渡推進棟の飼養管理および維持管理等に関する業務委託契約書（案）

沖縄県動物愛護管理センター所長 ●●（以下「甲」という。）と、●●（以下「乙」という。）は、「譲渡推進棟の飼養管理および維持管理等に関する業務」（以下「本件業務」という。）の委託について、次のとおり契約を締結する。

### （信義誠実）

第1条 甲および乙は、信義誠実の原則に従い、相互の信頼関係を維持し、誠実に本件業務を履行するものとする。

### （本件業務の処理方法）

第2条 乙は、本件業務を別紙「譲渡推進棟の飼養管理および維持管理等に係る業務委託仕様書」（以下「本件仕様書」という。）に従って行わなければならない。

2 前項の本件仕様書に定めのない細部の事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

### （委託期間）

第3条 委託期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

### （委託料）

第4条 甲は、本件業務に対する委託料として、金●●円（うち消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の額は、金●●円）を乙に支払うものとする。

2 前項に規定する消費税等の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項および第29条、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

3 委託期間中途において、最低労働賃金が改正されたときは、契約変更等について甲乙で協議ができるものとし、委託料の変更をする必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

4 委託期間中途において消費税等の率が改正されたときは、甲乙協議の上、委託料を改正するものとする。

### （委託料の請求および支払）

第5条 委託料の支払は、前条第1項の委託料を12等分した額の月額払いとする。

月額 金●●円（内消費税等 金●●円）

2 乙は、前条第1項の委託料を請求しようとするときは、役務を提供した翌月の10日までに請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、適法な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

4 甲は、自己の責に帰すべき事由により料金の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

5 前項の規定により計算した遅延利息の額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約保証金)

第 6 条 契約保証金の額は、金●●円とする。ただし、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 条）第 101 条第 2 項の規定に該当する場合は免除とする。

(再委託等の禁止)

第 7 条 乙は、契約の全部の履行を一括または分割して第三者に委任し、または請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、本契約の公募参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、または請負わせてはならない。

3 乙は、前項により第三者に委任し、または請負寄せた業務の履行および当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

4 乙が第 1 項から第 3 項までの規定に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙または乙が業務の一部を委任し、または請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第 8 条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、承継させ、または担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、成果物（未完成の成果物および業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、または質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(実施状況の調査等)

第 9 条 甲は、必要があると認めるときは、本件業務の実施状況について調査し、報告または資料の提供を求め、必要な指示をすることができるものとする。

(契約の解除)

第 10 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なくしてこの契約の全部または一部を履行しないとき

(2) この契約の履行に関し、乙に不正または不当な行為があったとき

(3) 乙に甲の信用を著しく失墜させる行為があったとき

(4) 甲において、乙がこの契約の履行をできないと認めたとき

(5) 乙の業務実績が著しく不良のとき

(6) 甲が、やむを得ない理由により本件業務を委託する必要がなくなったとき

(7) この契約に係る歳入歳出予算について減額または削除があったとき

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除しようとする場合は、解除しようとする日の 30 日前までに書面をもって乙に通知しなければならない。

第 11 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人または団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 重大な過失または背信行為があった場合
- (7) 支払いの停止があった場合または仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別精算開始の申立があった場合
- (8) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (9) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- (10) その他前各号に準ずる場合であって本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき

2 甲または乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めての催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 12 条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)および再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)ならびに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条第 1 項第 1 号から第 5 号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、または下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、もしくは下請負人等の契約を承認したとき、または正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、もしくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

3 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第 13 条 乙は、甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったときは、契約を解除することができる。

(仕様書等の変更)

第 14 条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書または業務に関する指示の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は必要があると認められるときは、履行期間もしくは業務委託料を変更し、または乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第 15 条 乙は、第 10 条第 1 項第 1 号から第 5 号の規定により、本契約が解除されたときは、損害賠償金を甲に支払わなければならない。

2 甲または乙は、本契約に違反したことにより相手方に対し実際に通常かつ直接の損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 前 2 項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議の上、本契約の委託料相当額を上限として定めるものとする。

4 乙は、本件業務の処理に関し第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてその賠償をしなければならない。

5 第 10 条第 1 項第 6 号または 7 号の規定により本契約が解除されたときは、これにより乙に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

6 乙が本契約に基づく賠償金、損害金または違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

7 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(機密保持)

第 16 条 甲および乙は、相手方から知り得た機密情報を善良なる管理者の注意をもって機密に保持するものとし、第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、甲および乙は、次の各号のいずれかに該当する情報は、機密情報として取り扱わないものとする。

(1) 機密保持義務を負うことなくすでに保有している情報

(2) 機密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

(3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報

(4) この契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

2 甲および乙は、相手方から機密情報の開示を受けた事実およびその存在の有無を第三者に開示または漏洩してはならない。

3 甲および乙は、機密情報を機密に保持するために合理的な措置を講じなければならない。

4 乙は、第 8 条第 2 項を適用する場合を除き、書面による甲の承諾なくして本契約に関連した知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本契約が履行され、または解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第 17 条 乙は、本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。この場合において、別記「個人情報取扱特記事項」と契約本文の規定が相違するときは、契約本文が優先するものとする。

(著作権の譲渡等)

第 18 条 乙は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に県に無償で譲渡するものとする。

- 2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる

(帳簿等の整備および保存)

第 19 条 乙は、委託業務に要する経費について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

- 2 乙は、本件業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。
  - (1) 本件業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
  - (2) 前号の者ごとにおいて、実際に本件業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等
- 3 乙は、前二項の帳簿等を本件業務の完了する日の属する年度終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(労働関係法令の遵守および調査)

第 20 条 乙は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、または調査を行うことができる。

(資料等の貸与および返還)

第 21 条 乙から甲に対し、本件業務の遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合は、甲乙協議の上、甲は乙に対してこれらの提供を行うものとする。

- 2 甲から提供を受けた資料等が本件業務の遂行上不要となった場合は、乙は、遅滞なくこれらを甲に返還し、または甲の指示に従った措置を行うものとする。

(資料等の管理)

第 22 条 乙は、甲から貸与された本件業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第 23 条 乙は、本契約に関して、自らまたは下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、または下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報および捜査上必要な協力を行うものとする。

(事故発生の通知)

第 24 条 乙は、本件業務の完了前に事故を生じさせたときは、速やかにその状況を書面により甲に通知しなければならない。

2 前項の事故が、個人情報の漏洩、滅失、損傷等の場合には、漏洩、滅失、損傷等した個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面をもって、速やかに甲に報告しなければならない。

(天災その他不可抗力による損害の負担)

第 25 条 乙は、天変地異、暴動、その他不可抗力（次項において「不可抗力等」という。）に起因する損害については、責めを負わないものとする。

2 不可抗力等が発生した場合、乙は、不可抗力等の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力等により発生する損害・損失および増加費用を最小限にするよう努めなければならない。

(契約の費用)

第 26 条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 27 条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協議)

第 28 条 本契約書の各条項もしくは本件仕様書の解釈について疑義が生じたとき、または本契約書もしくは本件仕様書に定めのない事項については、甲と乙の双方が信義誠実の原則に従った協議の上、これを解決し、書面により確認を行うものとする。

この契約の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 南城市大里字大里 2000 番地  
沖縄県動物愛護管理センター  
所長 ●●

乙 ●●

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

#### (適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失およびき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (作業場所の特定)

第4 乙は、甲の指定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

#### (収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。

#### (複写または複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

#### (事務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中および退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、または当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させるものとする。

#### (再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱事務については自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りではない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、または乙自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、または引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したものは、当該方法によるものとする。また、甲の承諾を得て再委託した場合、乙は甲の指示により、この契約終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

(その他)

第14 乙は、第1から第13までの規定に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。